

函館市職員の資格取得の助成に関する要綱

（目的）

第1条 この要綱は，市が業務上必要と認められる資格を取得した場合において，取得に要した経費の全部又は一部を助成することにより，職員の資質の向上および公務の質の向上に役立てることを目的とする。

（助成の対象者）

第2条 助成の対象者は，一般職の常勤職員（暫定再任用職員，技能労務職員，医師職員，消防職員，教員，電車乗務員および病院局採用職員を除く。）とする。

（助成の範囲）

第3条 助成の対象となる資格は，次に掲げる資格とする。ただし，自己啓発等休業を取得して受験資格を得た資格については対象外とする。

(1) 特に必要と認められる資格 別表1

(2) 必要と認められる資格 別表2

（助成対象経費）

第4条 助成金の対象となる経費は，次に掲げる経費（以下，「助成対象経費」という。）とする。

(1) 資格取得のために要した受験料および登録料

(2) 資格取得のために要した旅費（函館市職員等の旅費に関する条例により支給される，鉄道賃，船賃，航空賃，車賃，宿泊料と同等の額。）

（助成金の額）

第5条 助成金の額は，予算の範囲内において，次に掲げる額を上限とする。

(1) 特に必要と認められる資格に係る助成金の額は，前条に掲げる額の合計額とする。

(2) 必要と認められる資格に係る助成金の額は，前条に掲げる額の

合計額の2分の1の額とし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（助成の申請）

第6条 助成の申請は、一会計年度ごとに1人1件までとする。

2 助成を希望する職員は、取得予定資格に係る受験日の前に函館市職員資格取得経費助成金交付申請書（別記第1号様式。以下、「交付申請書」という。）に資格の内容、受験料、登録料、旅費が明らかになるものを添えて、総務部長に提出しなければならない。

（助成の決定）

第7条 交付申請書の提出があったときは、総務部長はその内容を審査し、助成の可否を決定し、函館市職員資格取得経費助成金交付決定通知書（別記第2号様式）または函館市職員資格取得経費助成金不交付決定通知書（別記第3号様式）により、当該申請をした職員に対し、通知するものとする。

（資格取得に係る内容の変更）

第8条 資格取得に係る内容を変更しようとするときは、函館市職員資格取得経費助成金変更申請書（別記第4号様式）により、総務部長へ提出しなければならない。

2 総務部長は、前項の規定による申請があった場合は、資格取得に係る内容の変更に伴う助成の額等の変更の可否を決定し、函館市職員資格取得経費助成金交付決定変更通知書（別記第5号様式）により、当該申請をした職員に対し、通知するものとする。

（資格取得後の報告）

第9条 資格を取得したときは、函館市職員資格取得報告書（別記第6号様式）に次に掲げる書類を添えて速やかに総務部長に提出しなければならない。

（1）資格取得のための受験料、登録料の領収書の写し

（2）合格者証またはそれに準ずるものの写し

（3）助成金に旅費を含む場合は、函館市職員等の旅費に関する取扱いに定める旅費計算書および精算に必要な書類

(助成額の確定)

第 10 条 総務部長は、函館市職員資格取得報告書により報告を受けた場合は、当該報告書を審査し、適当と認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、函館市職員資格取得経費助成金額確定通知書(別記第 7 号様式)により通知するものとする。

(助成決定の取消し等)

第 11 条 前条の規定による助成決定を受けた職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の全部または一部を取消し、返還を求めることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき

(2) 助成金の交付を受けた日から 5 年以内に職員の身分を失ったとき

(3) その他助成することが不相当と認められる事実があったとき

2 前項各号に該当すると認めた場合は、総務部長は、函館市職員資格取得経費助成金交付決定取消し通知書(別記第 8 号様式)により、当該交付決定をした職員に対し、通知するものとする。

(職種変更)

第 12 条 第 10 条により助成金額が確定された職員は、総務部長から求めがあった場合、当該資格に係る職種への変更を承諾するものとする。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

	資 格 名
1	1 級 建 築 士 免 許
2	1 級 建 築 基 準 適 合 判 定 資 格 者

別表 2

	資 格 名
1	保 育 士 資 格
2	幼 稚 園 教 諭 免 許
3	介 護 福 祉 士 資 格
4	管 理 栄 養 士 免 許
5	理 学 療 法 士 免 許
6	作 業 療 法 士 免 許
7	言 語 聴 覚 士 免 許
8	保 健 師 免 許
9	社 会 福 祉 士 資 格
10	精 神 保 健 福 祉 士 資 格
11	薬 剤 師 免 許
12	獣 医 師 免 許
13	公 認 心 理 師 資 格
14	2 級 建 築 基 準 適 合 判 定 資 格 者

別記第 1 号様式

年 月 日

函館市職員資格取得経費助成金交付申請書

総 務 部 長 様

申請者 (所属)
(職・氏名)

函館市職員の資格取得の助成に関する要綱第 6 条の規定により，関係書類を添えて申請します。

取得する資格の名称			
資格取得予定年月日	年 月 日		
助成対象経費	円		
	内訳	受験料	円
		登録料	円
		旅費	円
助成申請額	円		

別記第 2 号様式

年 月 日

函館市職員資格取得経費助成金交付決定通知書

申請者 (所属)
(職・氏名) 様

総 務 部 長

年 月 日付で申請があった函館市職員資格取得経費助成金の交付については、内容審査の結果、次のとおり決定したので、函館市職員の資格取得の助成に関する要綱第 7 条の規定により通知する。

資格取得に要する経費	助成金の額
円	円

別記第3号様式

年 月 日

函館市職員資格取得経費助成金不交付決定通知書

申請者 (所属)
(職・氏名) 様

総 務 部 長

年 月 日付で申請があった函館市職員資格取得経費助成金の交付については、内容審査の結果、助成金の交付が不適當と認められるので通知する。

年 月 日

函館市職員資格取得経費助成金変更申請書

総 務 部 長 様

申請者 (所属)
(職・氏名)

令和 年 月 日付で助成金の交付の決定を受けましたが、その内容等に変更を生じたので、承認または指示を受けたく、函館市職員の資格取得の助成に関する要綱第 8 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

取得する資格の名称	
変更の理由	

【変更前】

資格取得予定年月日	年 月 日		
助成対象経費	円		
	内訳	受験料	円
		登録料	円
		旅費	円
助成申請額	円		

【変更後】

資格取得予定年月日	年 月 日		
助成対象経費	円		
	内訳	受験料	円
		登録料	円
		旅費	円
助成申請額	円		

年 月 日

函館市職員資格取得経費助成金交付決定変更通知書

申請者 (所属)
(職・氏名) 様

総 務 部 長

令和 年 月 日付で変更申請のあった資格取得に要する内容については、次のとおり変更決定したので、函館市職員の資格取得の助成に関する要綱第 8 条第 2 項の規定により通知する。

取得する資格の名称	
-----------	--

【変更前】

資格取得予定年月日	年 月 日		
助成対象経費	円		
	内訳	受験料	円
		登録料	円
		旅費	円
助成申請額	円		

【変更後】

資格取得予定年月日	年 月 日		
助成対象経費	円		
	内訳	受験料	円
		登録料	円
		旅費	円
助成申請額	円		

年 月 日

函館市職員資格取得報告書

総 務 部 長 様

申請者 (所属)
(職・氏名)

函館市職員の資格取得の助成に関する要綱第 9 条の規定により，関係書類を添えて申請します。

取得した資格の名称			
資格取得年月日	年 月 日		
助成対象経費	円		
	内訳	受験料	円
		登録料	円
		旅費	円
助成申請額	円		
振込先	口座名義人 (カタカナ)		
	金融機関	銀行 金庫	支店
	口座番号	普通・当座	